

ハンドル形電動車いすの施設利用等に係る調査研究報告書の概要

平成 20 年 3 月
国 土 交 通 省

今般、鉄道におけるハンドル形電動車いすでの利用について、関係者からなる委員会の報告書が取りまとめられました。

1. 平成 14 年度の交通バリアフリー技術規格調査研究報告書において、ハンドル形電動車いすでの鉄道利用については①回転性能、②小段差・溝の乗り越えのため介助者が持ち上げることを想定した取って、③介助者が手押しで誘導できるよう操作しやすいクラッチ等が具備された機器開発が望まれるとされ、こうした機器開発や普及が進むまでの当面の間、①利用者はハンドル形電動車いすの必要性や運転能力の判定がなされている補装具費支給制度により給付を受けた者、かつ、②鉄道駅・車両の整備状況については、エレベーターの設置等による段差解消され、かつ、地上からホームまでの間の移動が確保された駅（ただし、乗降経路、車両内部の狭隘等の空間制約による当該駅の利用の可否は鉄道事業者が最終的に判断）という対応方針が提案された。
2. 今般、この調査研究から 5 年が経過し、ハンドル形電動車いすによる公共交通機関の利用が定着してきた中で、ハンドル形電動車いすの開発状況や旅客施設、車両などの設備状況の変化に対応するため、前回調査結果を見直し、更なる利用者の利便性向上を図る事を目的とした、新たな対応方針を示すものである。
3. 今回拡大及び追加された条件は以下のとおりである。
 - ①一部のハンドル形電動車いす^{*1}において、東海道・山陽新幹線の N700 系と同程度以上の車いす留置スペース（多目的室を含む）、車いす対応トイレ、通路幅を有するデッキ付き車両^{*2}での利用。
 - ②介護保険制度により真にハンドル形電動車いすの利用が必要として判定がなされ貸与されている者^{*3}を対象。
 - ③段差が解消されている駅であってもハンドル形電動車いすによる利用ができない場合は、その理由を利用者に情報提供する。
4. なお、これらの条件は最低限度のルールとして取りまとめたものであり、これらを各鉄道事業者が安全に留意しつつ自主的な判断により緩和することを妨げるものではなく、かつ、可能な限り緩和することが望ましい。また、今回の整理を根拠に各鉄道事業者が、合理的理由なく、現在の取り扱いを狭める方向で改めることは本調査の趣旨に沿わないものであり、利用者利便の観点から望ましいものではない。

※1 「一部のハンドル形電動車いす」とは以下の i)～vii)を全て満たす機種である。

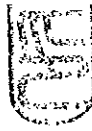
- i) 基本寸法（全長 1,200mm 以下、全幅 700mm 以下、高さ 1,090mm 以下）
- ii) 直角路走行性能 (900mm×900mm の直角路を数回の切り返しで通過可能なこと、かつ、1,000mm×1,000mm の直角路を切り返し無しで通過可能な性能を右左折両方で満たす場合)
- iii) 左右 180 度の旋回を 1,800mm 未満で回転可能
- iv) 取って（ハンドル形電動車いすが溝にはまった時に復旧させたり、または少し角度をずらすなどの作業が必要であるときなどに、支援者が操作できる取ってを有し、かつ、取っての存在を支援者が容易に判別できる場合）
- v) 支援者が容易に判別できるクラッチ（緊急時に一般利用者の避難の妨げにならないよう、ハンドル形電動車いすを移動させる必要があるときに、バックサポート背面への取付けなど支援者が容易に判別できるクラッチレバーを有し、かつ、誤操作の防止など安全性に十分に配慮している場合）
- vi) 6 km/h を超える速度を出すことができないものであり、かつ 2 km/h 以下の設定が可能
- vii) 歩行者に危害を及ぼす恐れがある鋭利な突出部がない場合

※2 「東海道・山陽新幹線の N700 系と同程度以上の車いす留置スペース（多目的室を含む）、車いす対応トイレ、通路幅を有するデッキ付き車両」の目安は以下の i)～iii) を全て満たすデッキ付き車両である。

- i) 客室内の車いすスペース想定 (1,500mm×1,500mm 以上) または多目的室想定（通路と多目的室間の進出入に支障がなく、車いすが利用できる有効面積が 1.1m^2 以上のスペースで、かつ、扉幅が 900mm 以上）のいずれかを有する場合。
- ii) 通路と車いす対応トイレ間の進出入及び便座への移乗に支障がなく、車いす対応トイレ内にて車いすが利用できる有効面積が 1.2m^2 以上のスペースで、かつ、扉幅が 900mm 以上を有する場合。
- iii) 車両の乗降口、車いすスペース、車いす対応トイレそれぞれの間の通路幅が 900mm 以上を有する場合（乗降口のドア幅及びデッキから客室間のドア幅は、通過できることが最低限の条件であり 800mm でも可）。

※3 「介護保険制度により真にハンドル形電動車いすの利用が必要として判定がなされ貸与されている者」とは、以下を満たす者である。

- ・ 要介護認定結果及びサービス担当者会議における協議、判定等により（ハンドル形電動車いすが）必要な状態と判断されているものに発行される福祉用具貸与利用の利用契約書等（指定福祉用具貸与事業者から発行済みの利用契約書に「(単に) 電動車いす」と記載されておりハンドル形かジョイスティック形か判別がつかない場合、利用者が指定福祉用具貸与事業者に申請することによりハンドル形電動車いすの利用証明書等が発行される。）を所有している者。

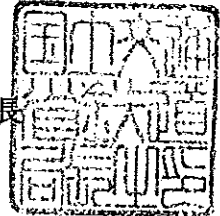


参考②

国鉄業第65号
平成21年3月3日

北海道運輸局長 殿

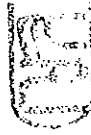
国土交通省鉄道局長



交通バリアフリー技術規格調査研究報告書の送付と
その取扱いについて

標記について、平成21年3月3日付け国総安政第72号により国土交通省総合政策局長から別添のとおり通知があったので、貴管下鉄軌道事業者に対し、本報告書に記載された内容を踏まえ、これに沿った対応を行うことが望まれる旨、周知されたい。

なお、本件については、各旅客鉄道株式会社、社団法人日本民営鉄道協会及び社団法人公営交通事業協会あて同様に通知をしているので、念のため申し添える。

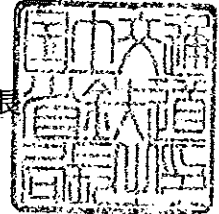


参考②

国鉄業第65号
平成21年3月3日

東北運輸局長 殿

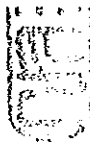
国土交通省鉄道局長



交通バリアフリー技術規格調査研究報告書の送付と
その取扱いについて

標記について、平成21年3月3日付け国総安政第72号により国土交通省総合政策局長から別添のとおり通知があったので、貴管下鉄軌道事業者に対し、本報告書に記載された内容を踏まえ、これに沿った対応を行うことが望まれる旨、周知されたい。

なお、本件については、各旅客鉄道株式会社、社団法人日本民営鉄道協会及び社団法人公営交通事業協会あて同様に通知をしているので、念のため申し添える。

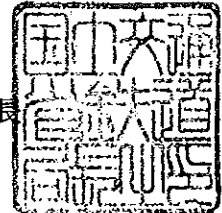


参考②

国鉄業第65号
平成21年3月3日

関東運輸局長 殿

国土交通省鉄道局長



交通バリアフリー技術規格調査研究報告書の送付と
その取扱いについて

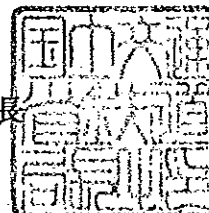
標記について、平成21年3月3日付け国総安政第72号により国土交通省総合政策局長から別添のとおり通知があったので、貴管下鉄軌道事業者に対し、本報告書に記載された内容を踏まえ、これに沿った対応を行うことが望まれる旨、周知されたい。

なお、本件については、各旅客鉄道株式会社、社団法人日本民営鉄道協会及び社団法人公営交通事業協会あて同様に通知をしているので、念のため申し添える。

国鉄業第65号
平成21年3月3日

北陸信越運輸局長 殿

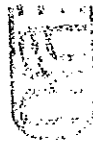
国土交通省鉄道局長



交通バリアフリー技術規格調査研究報告書の送付と
その取扱いについて

標記について、平成21年3月3日付け国総安政第72号により国土交通省総合政策局長から別添のとおり通知があったので、貴管下鉄軌道事業者に対し、本報告書に記載された内容を踏まえ、これに沿った対応を行うことが望まれる旨、周知されたい。

なお、本件については、各旅客鉄道株式会社、社団法人日本民営鉄道協会及び社団法人公営交通事業協会あて同様に通知をしているので、念のため申し添える。



参考②

国鉄業第65号
平成21年3月3日

中部運輸局長 殿

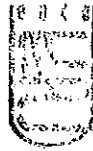
国土交通省鉄道局長



交通バリアフリー技術規格調査研究報告書の送付と
その取扱いについて

標記について、平成21年3月3日付け国総安政第72号により国土交通省総合政策局長から別添のとおり通知があったので、貴管下鉄軌道事業者に対し、本報告書に記載された内容を踏まえ、これに沿った対応を行うことが望まれる旨、周知されたい。

なお、本件については、各旅客鉄道株式会社、社団法人日本民営鉄道協会及び社団法人公営交通事業協会あて同様に通知をしているので、念のため申し添える。

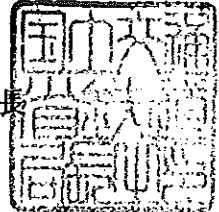


参考②

国鉄業第65号
平成21年3月3日

近畿運輸局長 殿

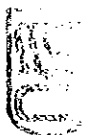
国土交通省鉄道局長



交通バリアフリー技術規格調査研究報告書の送付と
その取扱いについて

標記について、平成21年3月3日付け国総安政第7・2号により国土交通省総合政策局長から別添のとおり通知があったので、貴管下鉄軌道事業者に対し、本報告書に記載された内容を踏まえ、これに沿った対応を行うことが望まれる旨、周知されたい。

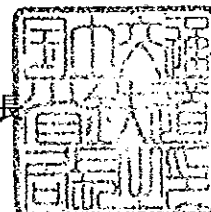
なお、本件については、各旅客鉄道株式会社、社団法人日本民営鉄道協会及び社団法人公営交通事業協会あて同様に通知をしているので、念のため申し添える。



国鉄業第65号
平成21年3月3日

中国運輸局長 殿

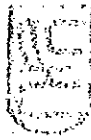
国土交通省鉄道局長



交通バリアフリー技術規格調査研究報告書の送付と
その取扱いについて

標記について、平成21年3月3日付け国総安政第72号により国土交通省総合政策局長から別添のとおり通知があったので、貴管下鉄軌道事業者に対し、本報告書に記載された内容を踏まえ、これに沿った対応を行うことが望まれる旨、周知されたい。

なお、本件については、各旅客鉄道株式会社、社団法人日本民営鉄道協会及び社団法人公営交通事業協会あて同様に通知をしているので、念のため申し添える。

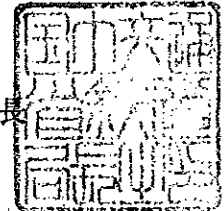


参考②

国鉄業第65号
平成21年3月3日

四国運輸局長 殿

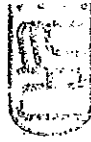
国土交通省鉄道局長



交通バリアフリー技術規格調査研究報告書の送付と
その取扱いについて

標記について、平成21年3月3日付け国総安政第72号により国土交通省総合政策局長から別添のとおり通知があったので、貴管下鉄軌道事業者に対し、本報告書に記載された内容を踏まえ、これに沿った対応を行うことが望まれる旨、周知されたい。

なお、本件については、各旅客鉄道株式会社、社団法人日本民営鉄道協会及び社団法人公営交通事業協会あて同様に通知をしているので、念のため申し添える。

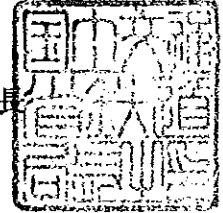


参考②

国鉄業第65号
平成21年3月3日

九州運輸局長 殿

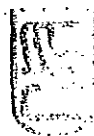
国土交通省鉄道局長



交通バリアフリー技術規格調査研究報告書の送付と
その取扱いについて

標記について、平成21年3月3日付け国総安政第72号により国土交通省総合政策局長から別添のとおり通知があったので、貴管下鉄軌道事業者に対し、本報告書に記載された内容を踏まえ、これに沿った対応を行うことが望まれる旨、周知されたい。

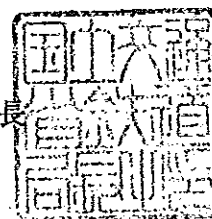
なお、本件については、各旅客鉄道株式会社、社団法人日本民営鉄道協会及び社団法人公営交通事業協会あて同様に通知をしているので、念のため申し添える。



国鉄業第65号
平成21年3月3日

沖縄総合事務局長 殿

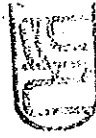
国土交通省鉄道局長



交通バリアフリー技術規格調査研究報告書の送付と
その取扱いについて

標記について、平成21年3月3日付け国総安政第72号により国土交通省総合政策局長から別添のとおり通知があったので、貴管下鉄軌道事業者に対し、本報告書に記載された内容を踏まえ、これに沿った対応を行うことが望まれる旨、周知されたい。

なお、本件については、各旅客鉄道株式会社、社団法人日本民営鉄道協会及び社団法人公営交通事業協会あて同様に通知をしているので、念のため申し添える。

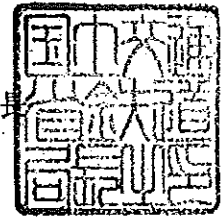


参考②

国鉄業第65号
平成21年3月3日

社団法人 日本民営鉄道協会
会長 佐藤茂雄 殿

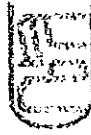
国土交通省鉄道局長



交通バリアフリー技術規格調査研究報告書の送付と
その取扱いについて

標記について、平成21年3月3日付け国総安政第72号により国土交通省
総合政策局長から別添のとおり通知があったので、送付する。

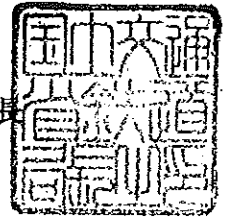
貴団体におかれては、傘下鉄軌道事業者に対し、今後、本報告書に記載され
た内容を踏まえ、これに沿った対応を行うことが望まれる旨、周知されたい。



国鉄業第65号
平成21年3月3日

社団法人 公営交通事業協会
会長 松原武久 殿

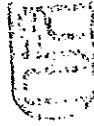
国土交通省鉄道局長



交通バリアフリー技術規格調査研究報告書の送付と
その取扱いについて

標記について、平成21年3月3日付け国総安政第72号により国土交通省
総合政策局長から別添のとおり通知があったので、送付する。

貴団体におかれては、傘下鉄軌道事業者に対し、今後、本報告書に記載され
た内容を踏まえ、これに沿った対応を行うことが望まれる旨、周知されたい。

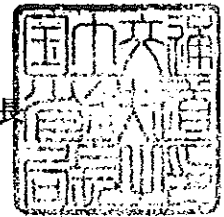


参考②

国鉄業第65号
平成21年3月3日

北海道旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 中島尚俊 殿

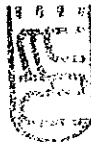
国土交通省鉄道局長



交通バリアフリー技術規格調査研究報告書の送付と
その取扱いについて

標記について、平成21年3月3日付け国総安政第72号により国土交通省
総合政策局長から別添のとおり通知があったので、送付する。

貴社におかれては、今後、本報告書に記載された内容を踏まえ、これに沿っ
た対応を行うことが望まれる旨、了知されたい。

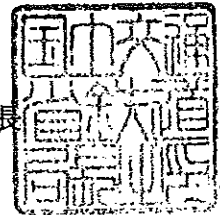


参考②

国鉄業第65号
平成21年3月3日

東日本旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 清野 智 殿

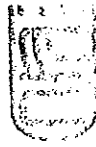
国土交通省鉄道局長



交通バリアフリー技術規格調査研究報告書の送付と
その取扱いについて

標記について、平成21年3月3日付け国総安政第72号により国土交通省
総合政策局長から別添のとおり通知があったので、送付する。

貴社におかれては、今後、本報告書に記載された内容を踏まえ、これに沿っ
た対応を行うことが望まれる旨、了知されたい。

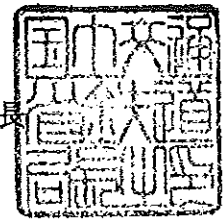


参考②

国鉄業第 6 5 号
平成 2 1 年 3 月 3 日

東海旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 松 本 正 之 殿

国土交通省鉄道局長



交通バリアフリー技術規格調査研究報告書の送付と
その取扱いについて

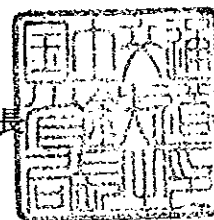
標記について、平成 2 1 年 3 月 3 日付け国総安政第 7 2 号により国土交通省
総合政策局長から別添のとおり通知があったので、送付する。

貴社におかれては、今後、本報告書に記載された内容を踏まえ、これに沿っ
た対応を行うことが望まれる旨、了知されたい。

国鉄業第65号
平成21年3月3日

西日本旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 山崎正夫 殿

国土交通省鉄道局長



交通バリアフリー技術規格調査研究報告書の送付と
その取扱いについて

標記について、平成21年3月3日付け国総安政第72号により国土交通省
総合政策局長から別添のとおり通知があったので、送付する。

貴社におかれては、今後、本報告書に記載された内容を踏まえ、これに沿っ
た対応を行うことが望まれる旨、了知されたい。

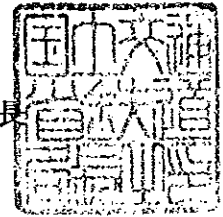


参考②

国鉄業第65号
平成21年3月3日

四国旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 松田清宏 殿

国土交通省鉄道局長



交通バリアフリー技術規格調査研究報告書の送付と
その取扱いについて

標記について、平成21年3月3日付け国総安政第72号により国土交通省
総合政策局長から別添のとおり通知があったので、送付する。

貴社におかれては、今後、本報告書に記載された内容を踏まえ、これに沿っ
た対応を行うことが望まれる旨、了知されたい。

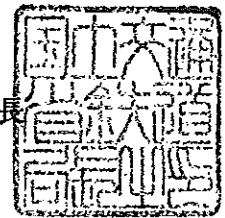


参考②

国鉄業第 6 5 号
平成 2 1 年 3 月 3 日

九州旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 石 原 進 殿

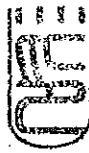
国土交通省鉄道局長



交通バリアフリー技術規格調査研究報告書の送付と
その取扱いについて

標記について、平成 2 1 年 3 月 3 日付け国総安政第 7 2 号により国土交通省
総合政策局長から別添のとおり通知があったので、送付する。

貴社におかれては、今後、本報告書に記載された内容を踏まえ、これに沿っ
た対応を行うことが望まれる旨、了知されたい。



国総安政第72号
平成21年3月3日

鉄道局長 殿

総合政策局長

交通バリアフリー技術規格調査研究報告書（「ハンドル形電動車いすの施設利用等に係る調査研究報告書」）の送付とその取扱いについて

標記について、別添のとおり交通バリアフリー技術規格調査研究委員会による報告書等がとりまとめられましたので、各鉄軌道事業者等への周知方よろしくお願いいたします。

また、貴局所管事業者等に対し、今般の報告書に記載された内容を踏まえ、これに沿った対応を行うことが望まれる旨周知して頂くようよろしくお願い致します。

【添付資料】

- ① ハンドル形電動車いすの施設利用等に係る調査研究 報告書
- ② ハンドル形電動車いすの施設利用等に係る調査研究報告書の概要
- ③ 改良型ハンドル形電動車いすの証明について（交通バリアフリー協議会）
- ④ 身体障害者手帳におけるハンドル形電動車いすの取扱いについて（厚生労働省事務連絡）
- ⑤ 介護保険制度によるハンドル形電動車いすの利用者に係る鉄道利用について（厚生労働省事務連絡）



事 務 連 絡
平成 2 4 年 1 月 2 4 日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局） 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課自立支援振興室

障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）に基づく補装具費支給制度
によるハンドル形電動車いす利用者の鉄道利用について

平素より、障害保健福祉行政の推進に格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。
補装具費支給制度によりハンドル形電動車いすに係る補装具費の支給を受けている者が鉄道を利用する場合は、その都度、「補装具費支給決定通知書」（「補装具費支給事務取扱指針について」（平成 1 8 年 9 月 2 9 日障第 0 9 2 9 0 0 6 号。以下「指針」という。）別添様式例第 7 号）や別添様式の「ハンドル形電動車いすに係る補装具費支給証明書」等を提示することが必要です。

また、新幹線など一部のデッキ付き鉄道車両を利用する場合、社団法人交通バリアフリー協議会が交付した改良型ハンドル形電動車いすの認定ステッカーを当該車いすに貼り付ける必要がありました。

今般、「ハンドル形電動車いす」による鉄道利用に係る手続について、「改良型ハンドル形電動車いす」であることの確認主体が一般社団法人日本福祉用具評価センター（以下、「JASPEC」という。）となりましたのでお知らせします。

JASPEC によるステッカー交付の受付は、平成 2 4 年 1 月 2 4 日（火）から開始します。

つきましては、貴都道府県管内の市町村等及び利用者に対して、別紙の内容を周知いただくとともに、ハンドル形電動車いすの利用者の鉄道利用が円滑に実施されるよう特段の御配慮をお願いいたします。

なお、「ハンドル形電動車いす」による鉄道利用の取扱いについては、国土交通省より、各地方運輸局鉄道部長等、各旅客鉄道株式会社担当部長、社団法人日本民営鉄道協会及び社団法人公営交通事業協会あて別途送付しているので、念のため申し添えます。

補装具費支給制度によるハンドル形電動車いす利用者の鉄道利用について

1 概要

補装具費支給制度によりハンドル形電動車いすに係る補装具費の支給を受けている者が鉄道を利用する際は、補装具費支給制度によるハンドル形電動車いすの利用者であることの証明が必要となる。

また、利用を希望する車両によっては、利用者のハンドル形電動車いすが、当該車両に乗車可能なハンドル形電動車いす（以下「改良型ハンドル形電動車いす」という。）であることの証明が必要な場合もあるため、補装具費支給制度によるハンドル形電動車いすの利用者が鉄道を利用する際の手続等については、以下の利用条件及び利用方法に十分留意されたい。

2 利用条件

(1) 利用者

補装具費支給制度によりハンドル形電動車いすに係る補装具費の支給を受けた者であって、次のいずれかの書類を有している者

- ① 補装具費支給決定通知書（指針別添様式例第7号）
- ② ハンドル形電動車いすに係る補装具費支給証明書（別添様式）
- ③ 身体障害者手帳の補装具の欄に「ハンドル形」の記載があり、市町村の確
認印がある身体障害者手帳

※注1：補装具費支給決定通知書の決定内容欄に「ハンドル形電動車いす」と明記すること。

※注2：補装具費支給決定通知書を紛失した者については、当該者からの申し出により、市町村において「補装具費支給申請決定簿（指針別添様式例第10号）」の登載事項等を確認の上、別添様式の「ハンドル形電動車いすに係る補装具費支給証明書」を交付するものとする。

また、所得状況に係る情報が記載されている補装具費支給決定通知書に代わる書面の提示を希望する者から申し出があった場合についても、プライバシー保護の観点から同様の取扱いとすること。

※注3：ハンドル形電動車いすに係る補装具費の支給をした場合には、身体障害者手帳（補装具の欄の種類）に「電動車いす（ハンドル形）」の記載に努めること。

(2) 利用可能な車両

① 通勤型車両

- ② 東海道・山陽新幹線のN700系車両と同程度以上の車いす留置スペース(多目的室含む。)、車いす対応トイレ及び通路幅を有するデッキ付き車両(以下「一部のデッキ付き車両」という。)。ただし、JASPECからステッカーの交付を受けた改良型ハンドル形電動車いすに限られる。

なお、上記以外のデッキ付き車両については、原則として、留置スペース等の理由により利用ができないこととされている。

(3) 利用可能な駅

段差が解消されている駅であって、ハンドル形電動車いすによる利用に支障がない駅

なお、乗降経路、車両内部の狭隘等の空間制約による当該駅の利用の可否については、各鉄道事業者の判断によることとなる。

3 利用方法

(1) 利用者の証明

鉄道利用の際は、原則として、補装具費支給決定通知書又はハンドル形電動車いすに係る補装具費支給証明書等を携帯し、各鉄道事業者の求めに応じ提示する必要がある。

なお、補装具費支給決定通知書又はハンドル形電動車いすに係る補装具費支給証明書等を提示する場合、利用者である旨の確認に時間を要する場合等もあることから、補装具費支給決定通知書又はハンドル形電動車いすに係る補装具費支給証明書を携帯する場合は、事前に各鉄道事業者を確認することが望ましい。

(2) 改良型ハンドル形電動車いすの証明

- ① 一部のデッキ付き車両を利用する場合、JASPECが交付する改良型ハンドル形電動車いすのステッカーを当該車いすに貼り付ける必要がある。

当該ステッカーは、利用するハンドル形電動車いすが、改良型ハンドル形電動車いすであることを証明するものであり、利用者は販売代理店等へ当該ステッカー交付の申込を行えば、販売代理店等からJASPECに交付依頼が行われる。

- ② ステッカー交付の費用はかからない。

- ③ ステッカーの交付の申請の時から当該申請に係るハンドル形電動車いすの利用者が変更された場合には、JASPECに利用者の変更があった旨を連絡する必要がある。

- ④ ステッカーの申請手続き等の詳細については、JASPECへ問い合わせること。

※注：従前、社団法人交通バリアフリー協議会が交付した改良型ハンドル形電動車いすの認定ステッカーについては、引き続き有効である。

4 運用に係る留意点

運用開始日、利用条件及び利用方法等の運用の詳細については、各鉄道事業者により異なる場合もあることから、事前に各鉄道事業者へ問い合わせること。

なお、ステッカー交付の受付は、平成24年1月24日より、J A S P E Cが開始しているところである。

別添様式

ハンドル形電動車いすに係る補装具費支給証明書

障害者自立支援法（平成１７年法律第１２３号）第７６条第１項の規定により、ハンドル形電動車いすに係る補装具費を支給していることを証明する。

年 月 日

市 町 村 長 

殿

証 明 年 月 日

年 月 日

（備考）本証明書については、記載事項を改変しない限り、他の様式としても差し支えない。